

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。）第三条の規定により、家畜の種

岐阜県告示第二十九号

令和八年一月二十一日

関市

令和八年一月二十一日

患畜又は疑似患畜の区分及びその羽数

疑似患畜 約二万羽

発生場所

鶏

令和八年一月二十一日

岐阜県告示第二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和八年一月二十一日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県告示第二十九号

一
二
三
四
五

（家畜防疫対策課）

一
二
三
四
五

告 示

目 次

岐阜県公報

号外 (一) 令和八年一月二十一日

告 示

告 示

類並びに当該家畜等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第
七条の規定により告示する。

令和八年一月二十二日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

一 家畜の種類

鶏、あひる、つばひ、きじ、ヒヨコ、だぢょう、ほろぼろ鳥及び七面鳥

二 指定区域

1 移動を禁止する区域

関市、美濃加茂市、各務原市並びに加茂郡坂祝町及び富加町（次の図に示す区域
に限る。）

2 移出を禁止する区域

岐阜市、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市並びに加茂郡坂祝町、富
加町及び川辺町（次の図に示す区域に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を岐阜県農政部家畜防疫対策課に備え置いて縦覧に
供する。）